

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)(平成28年個人情報保護委員会告示第6号)の一部改正案の新旧対照表

○平成28年個人情報保護委員会告示第6号(個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編))

(赤字傍線部分は改正部分)

改正後	現行
1 目的及び適用対象 1-1 目的 [略] (※1)<u>EU 及び英国域内</u>から十分性認定(<u>EU にあっては GDPR</u>(※2)第 45 条に基づき、欧州委員会が、国又は地域等を個人データについて十分な保護水準を確保していると認める<u>決定をいい、英国にあってはこれに相当する決定をいう。</u>)により移転を受けた個人データを取り扱う場合には、別途定める「個人情報の保護に関する法律に係る <u>EU 及び英国域内</u>から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」を参照のこと。 なお、ここでいう EU とは、個人情報の保護に関する法律施行規則第十一条第一項の外国を定める件(平成 31 年個人情報保護委員会告示第1号)<u>に定める国を指す(ただし、英国は含まない。)</u>。 [(※2)・(※3) 略] [(参考) 略]	1 目的及び適用対象 1-1 目的 [同左] (※1)<u>EU 域内</u>から十分性認定(<u>GDPR</u>(※2)第 45 条に基づき、欧州委員会 が、国又は地域等を個人データについて十分な保護水準を確保していると認める<u>決定をいう。</u>)により移転を受けた個人データを取り扱う場合には、別途定める「個人情報の保護に関する法律に係る <u>EU 域内</u>から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」を参照のこと。 なお、ここでいう EU とは、個人情報の保護に関する法律施行規則第十一条第一項の外国を定める件(平成 31 年個人情報保護委員会告示第1号)<u>に定める国を指す。</u> [同左] [同左]